

## M&BE 研究活性化支援金に関する規定

(総則)

1. 本分科会の研究活性化支援金（以下「支援金」という）に関する規定については、本規定の定めるところによる。

(目的)

2. 支援金は、本分科会の発展ならびに活性化を目指して、当分科会会員が開催及び企画に参画する研究会等の活動を支援することを目的とする。

(支援基準)

3. 支援金は次の2つの予算枠からなる。

- (1) A枠：新しい研究会の創設につながるもの、異分野との境界領域など、新しい研究分野の開拓、発展を目指す、継続性のある新しい試みを対象とする。支援金は1件につき、10万円以内とし、選定に際しては提案者の財政状況は勘案しない。A枠に関してはM&BE並びに応用物理学会の主催、共催に限らない。ただし、M&BE会員に関しては参加が認められることとし、その告知もHP掲載、メール配信、開始による告知等を行うものとする。
- (2) B枠：研究活性化を図るために行う研究者の招聘、参加費軽減のための援助等を対象とする。支援金は1件につき、20万円以内とする。B枠で支援金を受けようとするものは、幹事長のアドバイスを受け応用物理学会の活性化資金等へも申請することが望ましい。

(審査)

4. 支援金の申請は次年度の前期及び当該年度の後期分に分割して行い、それぞれ、3、9月の月末を締め切り日とし幹事長宛に「M&BE 活性化資金申請書」をメールで送付する。受理された「M&BE 活性化資金申請書」はM&BEの副幹事長、会計幹事、庶務幹事の5名が速やかに審査し予算案を作成し、それぞれ5、11月のM&BE 常任幹事会で承認する。
5. 支援金を受けようとするものは、所定の書式に、目的、予算などの所定事項を記載し、当分科会庶務幹事に申請する。
6. 支援金を受けたものは、研究活動の終了後、速やかに所定の書式にて活動結果を本分科会に報告する。

## 研究活性化支援金に関する内規

(申請時の留意点)

B枠の申請にあたっては、当分科会に申請する研究活性化支援金と同額以上の負担金を主催団体が負担することを原則とする。

(剰余金が生じた時の取扱)

決算において、主催団体負担金の本会支援金に対する比率は、申請時に記載された主催団体負担金と申請に基づいて承認された本分科会支援金との比率より減じてはならない。すなわち、剰余金が生じた場合には、上記負担金と本分科会支援金の比率に応じて分配し、本分科会に戻入する。ただし、本分科会への戻入金は承認された本会支援金を上限とし、これを超える場合には上記定めた比率の規定には当たらない。